

**アトカラ（会員登録型）加盟店規約
（stera smart one 加盟店特約）**

本特約は、三井住友カード株式会社と stera smart one 利用規約に係る契約を締結することを介して GMO ペイメントサービス株式会社（以下「当社」といいます）との間でアトカラ（会員登録型）加盟店規約【EC 用】（以下「原規約」といいます）に係る契約を締結するに至った加盟店（顧客との間で店舗等の任意の場所で商品等の販売もしくは提供を行う加盟店に限る。）に対して適用されるものです。本特約において用いる用語は特段の断りがない限り原規約に定める定義に従うものとします。

第 1 条（原規約の読替）

下表左列に掲げる原規約中の規定は、下表右列の内容に読み替えるものとします。

原規約の定め	本特約による読替
<p>第 2 条（定義）</p> <p>① ～⑧（略）</p> <p>⑨通信販売等</p> <p>顧客と加盟店との間における、電子通信で行う非対面の取引をいいます</p> <p>⑩～⑮（略）</p>	<p>第 2 条（定義）</p> <p>① ～⑧（略）</p> <p>⑨通信販売等</p> <p>顧客と加盟店との間における、電子通信で行う取引（顧客と加盟店が対面しているか否かを問わず、電子通信を用いて契約の締結を行う場合を広く含みます）をいいます</p> <p>⑩～⑮（略）</p>
<p>第 4 条（取扱サイトの承認等）</p> <p>1. 加盟店は、信用販売を行うウェブサイトの URL、その他加盟店が事業を行う仮想空間を識別する記号等（以下、「取扱サイト」といいます）を指定し、あらかじめ当社に届け出て、承認を得るものとします。</p> <p>2. 加盟店は、当社の承認を得ていない取扱サイトで信用販売はしてはならないものとします。</p> <p>3. 加盟店は、取扱サイトにおいて、本サービス利用に関する当社指定の文言、ロゴ等を表示し、また、特定商取引に関する法律、消費者契約法、景品表示</p>	<p>第 4 条（取扱サイトの承認等）</p> <p>1. 加盟店は、信用販売を行うウェブサイトの URL、その他加盟店が事業を行う仮想空間を識別する記号等（以下、「取扱サイト等」といいます）を指定し、あらかじめ当社に届け出て、承認を得るものとします。<u>ただし、加盟店が信用販売を行うにあたって、これらに相当するものを用いない場合にはこの限りではありません。</u></p> <p>2. 加盟店は、当社の承認を得ていない取扱サイト等で信用販売はしてはならないものとします。</p> <p>3. 加盟店は、取扱サイト等において、本</p>

<p>法その他関係法令に従い、かつ、顧客の操作ミス等を惹起しない表示および仕様を実施することとします。</p>	<p>サービス利用に関する当社指定の文言、ロゴ等を表示し、また、特定商取引に関する法律、消費者契約法、景品表示法その他関係法令に従い、かつ、顧客の操作ミス等を惹起しない表示および仕様を実施することとします。</p>
<p>第 17 条（取扱商品の発送・提供等）</p> <p>1. （略）</p> <p>2. 加盟店が当社に連携した配送先住所以外に取扱商品を発送した場合、加盟店は全責任を負うものとします。</p> <p>3. 取扱商品の引渡し等が遅延、品切れ、または提供するサービスが未提供等、申込時の約定と異なる場合が生じた場合は、加盟店は遅滞なく当該顧客および当社に対し連絡を行い、書面等で引渡時期等を通知するものとします。</p> <p>4. 前項に規定する場合、加盟店は顧客に対し、通知した引渡時期までに取扱商品を提供するものとします。</p>	<p>第 17 条（取扱商品の発送・提供等）</p> <p>1. （略）</p> <p>2. <u>前項の定めにも関わらず、顧客と加盟店が対面で取引を行う場合であって、取扱商品の引渡しまたはサービスの提供を速やかに行うことのできない合理的な理由があり、後日これらを行う場合、そのことに起因する問題に関して加盟店は全責任を負うものとします。</u> <u>なお、売上データまたは売上票記載の利用日に取扱商品の引渡しまたはサービスの提供をすることができない場合は、加盟店は顧客に書面（電子データを含む）をもって引渡し時期等を通知するものとします。</u></p> <p>3. 加盟店が当社に連携した配送先住所以外に取扱商品を発送した場合、加盟店は全責任を負うものとします。</p> <p>4. 取扱商品の引渡し等が遅延、品切れ、または提供するサービスが未提供等、申込時の約定と異なる場合が生じた場合は、加盟店は遅滞なく当該顧客および当社に対し連絡を行い、書面等で引渡時期等を通知するものとします。</p> <p>5. 前項に規定する場合、加盟店は顧客に対し、通知した引渡時期までに取扱商品を提供するものとします。</p>
<p>第 19 条（立替代金の支払方法）</p> <p>1. 売上データの提出締切日および加盟店</p>	<p>第 19 条（立替代金の支払方法）</p> <p>1. 売上データの提出締切日および加盟店</p>

<p>への立替代金支払方法は、当社が別途発行する通知書に記載のとおりとします。</p> <p>2. ～11. (略)</p>	<p>への立替代金支払方法は、<u>当社が別途指定する方法により通知するものとします。</u></p> <p>2. ～11. (略)</p>
<p>第 25 条 (手数料の支払)</p> <p>加盟店は、本サービスによる信用販売額に対して当社所定の料率を乗じて計算した手数料 (当社が別途発行する通知書に記載) を当社に支払うものとします。1 円未満の端数が生じた場合は切り捨てとします。</p>	<p>第 25 条 (手数料の支払)</p> <p>加盟店は、本サービスによる信用販売額に対して当社所定の料率を乗じて計算した手数料 (<u>当社が別途指定する方法により通知する通知書に記載</u>) を当社に支払うものとします。1 円未満の端数が生じた場合は切り捨てとします。</p>

第 2 条 (原規約の適用)

本特約に定めのない事項は、原規約の各条項が有効に適用されるものとします。

以上

更新：2026 年 4 月 28 日